

第六十条の十二第二項中、「第百五条の二」を「から第百五条の二の十一まで」に、「第百五条の二まで」を「第百五条まで、第百五条の二の十一」に改める。  
 第六十条の十五及び第六十条の十六中「本意匠」を「基礎意匠」に改める。  
 第六十条の二十一第二項中「国際登録の日から十五年を経過した後にするものを除く。」を削る。  
 第六十四条中「又はその物品の包装にその物品」を「若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に当該物品、建築物又は画像」に、「附する」を「付する」に改める。

第六十五条第一号中「以外の物品又はその物品の」を「、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその」に、「附する」を「付する」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等であつて、当該物品若しくはその包装、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等若しくはその包装に意匠登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものであるものについて行う次のいずれかに該当する行為
  - イ 当該物品、建築物又は画像記録媒体等の譲渡、貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しのための展示をする行為
  - ロ 当該画像の電気通信回線を通じた提供又はそのための展示をする行為

- 三 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等以外の物品、建築物又は画像若しくは画像記録媒体等について行う次のいずれかに該当する行為
  - イ 当該物品又は画像記録媒体等の製造若しくは使用をさせるため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該物品又は画像記録媒体等が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為
  - ロ 当該建築物の建築若しくは使用をさせるため、又は譲渡若しくは貸渡しをするため、広告に当該建築物が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為
  - ハ 当該画像の作成若しくは使用をさせるため、又は電気通信回線を通じた提供をするため、広告に当該画像が登録意匠若しくはこれに類似する意匠に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第六十六条第三項中「すべて」を「全て」に、「意匠登録出題」を「意匠登録出願」に改める。  
 第六十八条第一項中、「第四条並びに第五条第一項及び第二項」を「から第五条まで」に改める。  
 別表中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四	第六十八条第一項において準用する特許法第五條第三項の規定による期間の延長(第十九條において準用する同法第五十條の規定により指定された期間に係るものを除く)を請求する者	一件につき四千二百円
五	第六十八条第一項において準用する特許法第五條第三項の規定による期間の延長(第十九條において準用する同法第五十條の規定により指定された期間に係るものを除く)を請求する者	一件につき七千二百円

(商標法の一部改正)

第四條 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
 第十三條の二第五項中「第百五条の二」を「第百五条の二の十一」に改める。  
 第三十一條第一項ただし書を削る。

第三十八條第一項中「その譲渡した商品の数量(以下この項において「譲渡数量」という)に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなれば販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超えない限度において」を「次の各号に掲げる額の合計額を」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなれば販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額に、自己の商標権又は専用使用権を侵害した者が譲渡した商品の数量(次号において「譲渡数量」という)のうち当該商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた数量(同号において「使用相応数量」という)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を当該商標権者又は専用使用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」という)を控除した数量)を乗じて得た額
- 二 譲渡数量のうち使用相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(商標権者又は専用使用権者が、当該商標権者の商標権についての専用使用権の設定若しくは通常使用権の許諾又は当該専用使用権者の専用使用権に於いての通常使用権の許諾をし得たと認められない場合を除く)におけるこれらの数量に応じた当該商標権又は専用使用権に係る登録商標の使用に對し受けるべき金額の額に相当する額

第三十八條第五項中「前二項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する登録商標の使用に對し受けるべき金額の額に相当する額を認定するに当たつては、商標権者又は専用使用権者が、自己の商標権又は専用使用権に係る登録商標の使用の対価について、当該商標権又は専用使用権の侵害があつたことを前提として当該商標権又は専用使用権を侵害した者との間で合意をしたならば、当該商標権者又は専用使用権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

第三十九條中「第百五条」の下に(書類の提出等)、第百五条の二の十一)を加え、書類の提出等)を削る。  
 第六十八條の二十八第一項中「により指定された期間内」を「による通知を受けた後は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条の規定 公布の日
- 二 第四条中商標法第三十一條第一項ただし書の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日
- 三 第一条中特許法第六十五條第六項の改正規定、同法第百五条第四項の改正規定、同法第百五条の二を同法第百五条の二の十一とし、同法第百五条の次に十條を加える改正規定、同法第百五条の四第一項第一号の改正規定、同法第百六十九條第六項の改正規定、同法第百二條の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同法第百二條の二を同法第百二條の三とし、同法第百二條の次に一條を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十條の改正規定、第三条中意匠法第四十一條の改正規定及び同法第六十條の十二第二項の改正規定並びに第四条中商標法第十三條の二第五項の改正規定及び同法第三十九條の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 第三条中意匠法第七條の改正規定、同法第十條第一項の改正規定(第四十三條第一項)の下に「、第四十三條の二第一項」を加える部分に限る)、同法第十條の二第二項ただし書及び第三項の改正規定、同法第十五條第一項の改正規定、同法第六十條の十の改正規定、同法第六十八條第一項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条第二項から第五項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日